

○ 図書館法 （抜粋）

（図書館協議会）

第 14 条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 15 条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第 16 条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○ 宝塚市立図書館条例 （抜粋）

（図書館協議会）

第 4 条 図書館法第 14 条の規定により、図書館に宝塚市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、9 人とし、次に掲げるもののうちから宝塚市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者 3 人
- (2) 社会教育の関係者 1 人
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1 人
- (4) 学識経験を有する者 3 人
- (5) 公募による市民 1 人

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる

○ 宝塚市立図書館協議会規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、宝塚市立図書館条例（昭和 55 年条例第 8 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、宝塚市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第 2 条 協議会の委員は、条例第 4 条に定めるところにより宝塚市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。

2 委員が欠けたときは、委員会は、その都度補欠委員を委嘱しなければならない。

（委員長）

第 3 条 協議会に委員長を置き、その選出は委員の互選により定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。ただし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長に定める委員がその職務を代理する。

（会議）

第 4 条 協議会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委任）

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。